

10月7日(木)より建設業許可関係資料の 閲覧人数を緩和します

日頃より公共事業情報センターの円滑な運営にご協力いただき
お礼申し上げます。

センターでは、新型コロナウイルス感染対策のため、現在閲覧の
人数を1枠(2時間)1人としておりますが、緊急事態宣言の解除等を
踏まえ、

10月7日(木)(10月6日(水)予約受付分)より、
閲覧可能人数を1枠(1時間)6人に変更します。

○主な変更点(詳細は別紙参照)

①1枠の閲覧可能人数の緩和

1人 → 最大6人

②一度の予約可能上限の緩和

1週間につき1枠まで → 1日2枠まで

③1枠(1時間)の閲覧件数の制限

制限なし → 1枠(1時間)20件まで

※工事の契約・入札等に関する閲覧の取扱いは、発注課による対応
を継続いたします。

何卒ご理解とご協力のほどよろしく申し上げます。

なお、今後の公共事業情報センターの取扱いについては、新型コ
ロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、変更する場合があります。

監理課 公共事業情報センター
(TEL. 029-301-4337)

